

平成28年白川町議会第3回定例会会議録（第2日）

1. 応招年月日 平成28年9月16日（金）午後2時30分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名者の指名
- 日程第2 議第36号 平成28年度白川町一般会計補正予算（第2号）
議第37号 平成28年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第38号 平成28年度白川町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第3 認第1号 決算の認定について
- 日程第4 議題39号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第5 議題40号 白川町長及び副町長の給与の特例に関する条例について
- 日程第6 同第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第1 議長の辞職について
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長の選挙
- 追加日程第4 議席の一部変更について
- 日程第7 常任委員の選任
- 日程第8 議会運営委員の選任
- 日程第9 議会広報編集委員の選任
- 日程第10 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

3. 出席議員 1番 加藤邦之君、 2番 藤井宏之君、 3番 服部圭子君、
4番 今井昌平君、 5番 渡邊昌俊君、 6番 鈴木正次郎君、
7番 細江茂樹君、 8番 安江孝弘君、 9番 嶋田有康君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長 横家敏昭君、 副町長 佐藤滋君、
教育長 瀬瀬政昭君、 総務課長 今井智也君
企画課長 佐伯正貴君、 町民課長 安江寿一君、
保健福祉課長 高木昇君、 農林課長 伊佐治優君、

建設環境課長 今井俊君、 教育課長 嶋崎恒典君、
会計管理者 安江文郎君

6. 職務のために出席した者

事務局長 杉山哉史君、 書記 今井由美君、
書記 藤井沙弥香君

7. 会議の経過

(議長 9番 嶋田有康君)

- 議長 皆さん、こんにちは。台風シーズンとはいえ、次々と発生しております。中でも16号の動きが非常に気にかかる所であります。明日は町内の小学校の運動会が行われるということになっておりますけれども、雨が心配ですが、どうか雨が降らないよう祈るばかりであります。

さて、本日は定例会2日目をただ今から進めてまいります。皆様のご協力をお願いし、あいさつとさせていただきます。

なお本日の会議中、広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、よろしくお願ひします。

- 議長 ただいまの出席議員は、全員であります。よって会議は成立しました。

- 議長 ただいまから本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名者の指名

- 議長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

- 議長 会議録署名者は、白川町議会会議規則第119条の規定により議長において、5番 渡邊昌俊君、6番 鈴木正次郎君を指名します。

◇日程第2 議第36号 平成28年度白川町一般会計補正予算(第2号)

議第37号 平成28年度白川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第38号 平成28年度白川町介護保険特別会計補正予算(第2号)

- 議長 日程第2 議第36号「平成28年度白川町一般会計補正予算(第2号)」、議第37号「平成28年度白川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」、議第38号「平成28年度白川町介護保険特別会計補正予算(第2号)」、以上3件については、12日の本会議において、予算審査特別委員会にその審査を付託いたしておりますので、特別委員会の審査結果について委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長 服部圭子君。

(予算審査特別委員長 服部圭子君 登壇)

- 予算審査特別委員長 白川町議会予算審査特別委員会議案審査報告をいたします。

予算審査特別委員会に付託された、平成28年度白川町一般会計補正予算(第

2号)、平成28年度白川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、及び平成28年度白川町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、審査の結果を報告します。

本委員会は9月14日、委員全員の出席のもと、執行部から詳細な説明を受け、活発かつ慎重な審議を行った結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。今回の補正予算では、農林業の振興や教育施設整備をはじめ、今年度の事業を進める上で必要となった経費が、適切に予算措置されていることを認めるものであります。

平成28年度も半分が過ぎようとしています。今回の補正予算に計上された事業はもちろんのこと、当初予算事業についても今一度精査され、早期の事業実施や計画的、かつ効果的な予算執行を図られ、一層の事業効果が現れるよう努められることをお願いし、予算審査特別委員会の議案審査報告とさせていただきます。

- 議 長 委員長に対する質疑を省略し討論を行います。
まず、本案に対して反対の討論を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 次に、本案に賛成の討論を許します。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第36号「平成28年度白川町一般会計補正予算(第2号)」に対する委員長の報告は、可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。よって、議第36号「平成28年度白川町一般会計補正予算(第2号)」は、委員長報告のとおり可決しました。
- 議 長 議第37号「平成28年度白川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」に対する委員長の報告は、可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。よって、議第37号「平成28年度白川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」は、委員長報告のとおり可決しました。
- 議 長 議第38号「平成28年度白川町介護保険特別会計補正予算(第2号)」に対する委員長の報告は、可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。よって、議第38号「平成28年度白川町介護保険特別

会計補正予算（第2号）」は、委員長報告のとおり可決しました。

◇日程第3 認第1号 決算の認定について

○ 議 長 日程第3 認第1号「決算の認定について」を議題といたします。

本件については、12日の本会議において、決算審査特別委員会にその審査を付託しておりますので、特別委員会の審査結果について委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長 藤井宏之君。

（決算審査特別委員長 藤井宏之君 登壇）

○ 決算審査特別委員長 決算審査特別委員会議案審査報告。決算審査特別委員会に付託された、平成27年度一般会計及び各特別会計の決算について、審査の結果を報告します。

本委員会は9月13日、14日の2日間、委員全員の出席のもと、執行部から詳細な説明を受け、活発かつ慎重な審議を行った結果、全員の賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

一般会計の決算額は、歳入が63億3,557万1千円（対前年比0.9%増）、歳出が59億7,202万8千円（対前年比0.9%減）となりました。人口の減少や地域経済の停滞が続き、町税の収入が減少する中、平成27年度においては町税の徴収率の向上や、国・県の補助事業の積極的な活用等による財源の確保に努められ、各種事業に積極的に取り組まれました。特に平成27年度には「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、移住定住・交流事業や子育て支援の拡充、農林業振興、生活基盤整備など住民生活に直結した事業をきめ細かく進められています。また、財政構造の弾力性を示す公債費比率は6.6%、実質公債費比率も11.9%と前年度から更に改善され、早期健全化基準を下回っており、厳しい財政状況の中で健全な財政状態が保たれていることを、合わせて評価いたします。

著しい少子化と人口減少に歯止めをかけることは、一朝一夕に解決することは難しく大きな課題であります。今後も一層「住んでいて良かったと思えるまちづくり」「住んでみたいと思えるまちづくり」を目指して、行政、議会、地域が一体となって取り組んでいかれるよう期待するものであります。

最後に、審査の中で出された多くの意見、提言、実施された施策事業の執行結果の検証を行い、今後の予算執行と来年度の予算編成に反映される事を要望し、決算審査特別委員会の議案審査報告とさせていただきます。

○ 議 長 委員長に対する質疑を省略し、討論を行います。

まず、本案に反対の討論を許します。

（「なし」の声あり）

○ 議 長 次に、本案に賛成の討論を許します。8番 細江茂樹君。

（8番 細江茂樹君 登壇）

- 8 番 平成27年度白川町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論を行います。

平成27年度決算は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、移住交流サポートセンターや空き家バンクによる移住定住事業や子育て支援など、人口減対策や少子化対策に積極的に取り組むとともに、農林業の振興や生活基盤整備などを着実に進められたことを評価するものです。人口減少や少子化、地域経済の停滞という大きな課題は、簡単に解消できるものではありませんが、お互いに全力を挙げて、少しでも課題解決に成果を挙げていきたいものです。

予算は効果的かつ適切に執行されており、町民への負担も最小限にとどめられていることを認めるとともに、特別委員会で出された意見や、監査委員の審査意見を精査され、今後の事務事業の推進や来年度の予算編成に反映されることをお願いし、賛成討論とします。

- 議 長 討論を終わります。採決します。

認第1号「決算の認定について」に対する委員長の報告は、可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

- 議 長 起立全員であります。よって、認第1号「決算の認定について」は、委員長報告のとおり認定と決しました。

◇日程第4 議題39号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

- 議 長 日程第4 議第39号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

(総務課長 今井智也君 登壇)

- 総務課長 議第39号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

- 議 長 討論を終わります。採決します。

議第39号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第39号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第5 議題40号 白川町長及び副町長の給与の特例に関する条例について

て

- 議 長 日程第5 議第40号「白川町長及び副町長の給与の特例に関する条例について」を議題とします。
説明を求めます。町長。
(町長 横家敏昭君 登壇)
- 町 長 議第40号 白川町長及び副町長の給与の特例に関する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第40号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。よって、議第40号「白川町長及び副町長の給与の特例に関する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 暫時休憩します。(午後2時18分)
◇日程第6 同第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議 長 再開します。日程第6 同第3号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、同第4号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」以上、2件を一括議題とします。(午後2時19分)
- 議 長 説明を求めます。町長。
(町長 横家敏昭君 登壇)
- 町 長 同第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、同第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。
お諮りします。本件は人事案件でありますので、この際、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって質疑、討論を省略し、直ちに採決をします。
同第3号を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。よって、同第3号「教育委員会委員の任命につき同意を

求めることについて」は、同意することに決しました。

- 議 長 同第4号を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。よって、同第4号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決しました。
- 議 長 暫時休憩します。(午後2時23分)
(副議長 加藤邦之君)
- 副 議 長 再開します。(午後2時24分)
- 副 議 長 ただいま議長 嶋田有康君から議長の辞職願が提出されました。
お諮りします。この際「議長の辞職について」を日程に追加することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 副 議 長 ご異議なしと認めます。よって「議長の辞職について」を日程に追加し、追加日程第1とすることに決定しました。
◇追加日程第1 議長の辞職について
- 副 議 長 追加日程第1「議長の辞職について」を議題とします。
- 副 議 長 嶋田有康君の除斥を求めます。
(嶋田有康君 除斥)
- 副 議 長 お諮りします。嶋田有康君の「議長の辞職」を許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 副 議 長 ご異議なしと認めます。よって、嶋田有康君の「議長の辞職」を許可することに決しました。嶋田有康君の出席を求めます。
- 副 議 長 暫時休憩します。(午後2時26分)
(嶋田有康君 入場)
- 副 議 長 再開します。(午後2時27分)
- 副 議 長 さきに提出されました嶋田有康君の「議長の辞職」は、許可されました。
ただいま議長が欠員となりました。
- 副 議 長 お諮りします。この際「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 副 議 長 ご異議なしと認めます。よって「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行うことに決定しました。
- 副 議 長 暫時休憩します。(午後2時27分)
(事務局職員 選挙の準備をし、選挙結果票を配付)

- 副 議 長 再開します。(午後 2 時 2 8 分)
◇追加日程第 2 議長の選挙
- 副 議 長 追加日程第 2 「議長の選挙」を行います。
議長の選挙は、投票により、これを行います。
- 副 議 長 ただいまから選挙を行います。
議場の閉鎖を命じます。
(議場 閉鎖)
- 副 議 長 ただいまの出席議員は、全員であります。
次に、立会人を指名します。白川町議会会議規則第 3 2 条第 2 項の規定によつて立会人に、2 番 藤井宏之君、3 番 服部圭子君を指名します。
- 副 議 長 事務局職員をして、投票用紙を配付させます。
(事務局職員 投票用紙配付)
- 副 議 長 投票用紙の配付漏れは、ありませんか。
(「なし」の声あり)
- 副 議 長 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。
(事務局職員 投票箱を開き、中を全員に見せ、確認を得た後施錠し、中央演壇に置く)
- 副 議 長 異常なしと認めます。
念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。事務局長の点呼により、投票記載所において被選挙人の氏名を記載の上、順次投票をお願いします。
- 副 議 長 投票を開始します。
点呼を命じます。
(議会事務局長 杉山哉史君)
- 議会事務局長 2 番 藤井宏之君、3 番 服部圭子君、4 番 今井昌平君、5 番 渡邊昌俊君、6 番 鈴木正次郎君、7 番 細江茂樹君、8 番 安江孝弘君、9 番 嶋田有康君、1 番 加藤邦之君。
- 副 議 長 投票漏れは、ありませんか。
(「なし」の声あり)
- 副 議 長 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。議場の開鎖を命じます。
(議場 開鎖)
- 副 議 長 ただいまから開票いたします。
藤井宏之君、服部圭子君、開票の立ち会いを求めます。
(開票)

- 副 議 長 開票が終わりました。選挙の結果を、事務局長をして報告させます。
(議会事務局長 杉山哉史君)
- 議会事務局長 それでは議長選挙の結果を報告いたします。
投票総数9票。有効投票9票。無効投票0票。法定得票数3票。
選挙の結果ですが、加藤邦之君 6票、細江茂樹君 3票。したがって当選人には、加藤邦之君と決しました。以上でございます。
- 副 議 長 ただいまの報告のとおり、私加藤邦之が議長に当選しました。
なお、可茂衛生施設利用組合、可茂公設地方卸売市場組合、可茂消防事務組合、可茂広域行政事務組合、中濃地域農業共済事務組合、以上5組合の議会の議員は、それぞれの組合規約により議長がこれに当たることになっておりますのでご承知のほどお願い申し上げます。
(議長 加藤邦之君 挨拶)
- 新 議 長 ただいま議長に選んでいただきました加藤邦之でございます。1年間弱でございますが、議会の議員の皆様のご指導、ご協力、また執行部のご指導、ご協力をおもひまわして、程よい緊張感とそれから決定できる議会というのを目指して頑張つて1年間やっていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひします。
(拍手あり)
- 議 長 前議長からの発言の許可を求められましたので、これを許可します。
- 前 議 長 1年間、議長という大役を何とか務めさせていただきまして、ありがとうございます。この1年間、皆様のご指導をいただきながら勤めてこれたこと、私にとりましても非常に良い経験ができたこと、そんなふうにおもっております。新議長におかれましても、精一杯頑張つていただけるものと確信しております。この1年間本当にありがとうございます。お礼の言葉とさせていただきます。
(拍手あり)
- 議 長 ただいま副議長が欠員となりました。
お諮りします。この際「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第3として直ちに選挙を行いたいと思ひます。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よつて、「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第3として直ちに選挙を行うことに決定しました。
- 議 長 暫時休憩します。(午後2時37分)
(事務局職員 選挙の準備をし、選挙結果票を配付)
- 議 長 再開します。(午後2時39分)
◇追加日程第3 副議長の選挙
- 議 長 追加日程第3「副議長の選挙」を行います。

- 副議長の選挙は、投票により、これを行います。
- 議 長 ただいまから選挙を行います。
議場の閉鎖を命じます。
(議場 閉鎖)
- 議 長 ただいまの出席議員は、全員であります。
次に、立会人を指名します。白川町議会会議規則第32条第2項の規定によつて立会人に、4番 今井昌平君、5番 渡邊昌俊君を指名します。
- 議 長 事務局職員をして、投票用紙を配付させます。
(事務局職員 投票用紙配付)
- 議 長 投票用紙の配付漏れは、ありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議 長 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。
(事務局職員 投票箱を開き、中を全員に見せ、確認を得た後施錠し、中央演壇に置く)
- 議 長 異常なしと認めます。
念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。事務局長の点呼により、投票記載所において被選挙人の氏名を記載の上、順次投票をお願いします。
- 議 長 投票を開始します。
点呼を命じます。
(議会事務局長 杉山哉史君)
- 議会事務局長 2番 藤井宏之君、3番 服部圭子君、4番 今井昌平君、5番 渡邊昌俊君、6番 鈴木正次郎君、7番 細江茂樹君、8番 安江孝弘君、9番 嶋田有康君、1番 加藤邦之君。
- 議 長 投票漏れは、ありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議 長 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。議場の開鎖を命じます。
(議場 開鎖)
- 議 長 ただいまから開票いたします。
今井昌平君、渡邊昌俊君、開票の立ち会いを求めます。
(開票)
- 議 長 開票が終わりました。選挙の結果を、事務局長をして報告させます。
(議会事務局長 杉山哉史君)
- 議会事務局長 それでは副議長選挙の開票結果を報告します。

投票総数 9 票。有効投票 9 票。無効投票 0 票。法定得票数 3 票。

選挙の結果、藤井宏之君 6 票、渡邊昌俊君 3 票。したがって当選人には、藤井宏之君と決しました。以上でございます。

- 議長 ただいまの報告のとおりであります。よって、藤井宏之君が副議長に当選されました。

ただいまの選挙によって副議長に当選された藤井宏之君に、白川町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定により副議長の当選を告知します。

- 議長 ただ今、藤井宏之君から発言の許可を求められましたので、これを許可します。
(副議長 藤井宏之君 挨拶)

- 副議長 ただ今、投票によりまして副議長にさせていただきました藤井と申します。よろしく申し上げます。何分そのような器ではございませんが、町民の代表の一人としてしっかり議長を支えていきたいと思っておりますので、何とぞ皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。(拍手あり)

- 議長 正副議長の改正に伴い、「議席の一部変更について」を日程に追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 ご異議なしと認めます。よって、「議席の一部変更について」を日程に追加し、追加日程第 4 とすることに決定しました。

- 議長 暫時休憩します。(午後 2 時 46 分)

(休憩中に打ち合わせ)

- 議長 再開します。(午後 2 時 48 分)

◇追加日程第 4 議席の一部変更について

- 議長 追加日程第 4 「議席の一部変更について」を議題とします。

- 議長 議席の一部変更について、議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

(議会事務局長 杉山哉史君)

- 議会事務局長 議席番号についてですが、従来から本町議会では、議長を 9 番、副議長を 1 番として、2 番以降当選回数により議席を決定してきております。今回もそれに倣い議席の指定を行うことにしました。それでは、議席番号及び氏名を報告いたします。

1 番 藤井宏之君、2 番 服部圭子君、3 番 今井昌平君、4 番 嶋田有康君、5 番 渡邊昌俊君、6 番 鈴木正次郎君、7 番 細江茂樹君、8 番 安江孝弘君、9 番 加藤邦之君、以上でございます。

- 議長 ただいま朗読のとおり変更します。

- 議長 暫時休憩します。(午後 2 時 49 分)

- 議長 休憩中に、それぞれ議席を移動されるようお願いします。

再開後は、常任委員の選任と委員会の構成に入ります。執行部の職員は、町長、副町長を除いて退席していただくことにします。

なお、委員会構成等が終了しましたら連絡しますので、出席をお願いします。
それでは、3時まで休憩に入ります。

○ 議 長 再開します。（午後3時02分）

◇日程第7 常任委員の選任

○ 議 長 日程第7「常任委員の選任」を議題とします。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元にお配りしました名簿のとおり、全員を指名することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、常任委員をお手元に配布した名簿のとおり選任することに決定しました。

常任委員長並びに副委員長は、白川町議会委員会条例第8条第2項の規定により、それぞれの委員会において互選することになっております。よって、委員会開催のため、暫時休憩します。（午後3時03分）

○ 議 長 委員会は第1会議室において、総務常任委員会、予算審査常任委員会の順に行いますので、よろしくをお願いします。

（この間 委員長、副委員長互選のための各委員会開催）

○ 議 長 再開します。引き続き会議を行います。（午後3時23分）

○ 議 長 ただ今各常任委員会において選任されました委員長、副委員長を事務局長をして報告させます。

（議会事務局長 杉山哉史君）

○ 議会事務局長 常任委員の報告。

総務常任委員会委員長には、細江茂樹君、副委員長 渡邊昌俊君、予算審査常任委員会委員長 今井昌平君、副委員長 嶋田有康君、以上でございます。

◇日程第8 議会運営委員の選任

○ 議 長 日程第8「議会運営委員の選任」を議題とします。

○ 議 長 暫時休憩します。（午後3時24分）

○ 議 長 議会運営委員の選任については、議長において推薦委員を指名することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議 長 ご異議ないようですので、推薦委員を指名します。

安江孝弘君、細江茂樹君、今井昌平君を指名します。

○ 議 長 推薦委員の方は、別室において議会運営委員を選考してください。

(推薦委員 別室で議会運営委員を選考)

○ 議 長 再開します。引き続き会議を行います。(午後3時26分)

○ 議 長 議会運営委員を、事務局長をして報告させます。

(議会事務局長 杉山哉史君)

○ 議会事務局長 それでは、議会運営委員会委員をご報告いたします。議会運営委員には、藤井宏之君、細江茂樹君、今井昌平君、安江孝弘君の4名でございます。

○ 議 長 お諮りします。議会運営委員については、白川町議会委員会条例第7条第1項の規定により、ただいま報告のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま報告しましたとおり、議会運営委員に指名します。

○ 議 長 委員長並びに副委員長は、白川町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。よって、委員会開催のため、暫時休憩します。(午後3時27分)

○ 議 長 委員会の会議室は、第1会議室を指定しますので、ご協議をお願いします。

(この間 委員長、副委員長互選のための委員会開催)

○ 議 長 再開します。引き続き会議を行います。(午後3時34分)

○ 議 長 ただいま議会運営委員会において互選された委員長、副委員長を、事務局長をして報告させます。

(議会事務局長 杉山哉史君)

○ 議会事務局長 それでは、ご報告申し上げます。議会運営委員長には安江孝弘君、副委員長は細江茂樹君、以上でございます。

◇日程第9 議会広報編集委員の選任

○ 議 長 日程第9「議会広報編集委員の選任」を議題とします。

○ 議 長 議会広報編集委員については、慣例により副議長と両常任委員会副委員長を指名することとし、藤井宏之君、渡邊昌俊君、嶋田有康君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、ただ今、報告したとおり、議会広報編集委員に指名します。

委員長並びに副委員長は、白川町議会広報発行に関する規則第4条第2項の規定により、委員の中から互選することとなっております。よって、委員会開催のため、暫時休憩します。(午後3時35分)

○ 議 長 委員会の会議室は、第1会議室を指定しますので、ご協議をお願いします。

(この間、委員長、副委員長選任のための委員会開催)

- 議 長 再開します。引き続き会議を行います。(午後2時47分)
- 議 長 ただいま議会広報編集委員会において選任されました委員長、副委員長を、事務局長をして報告させます。
(議会事務局長 杉山哉史君)
- 議会事務局長 それでは報告をいたします。
議会広報編集委員長には藤井宏之君、副委員長には嶋田有康君と決定いたしました。以上でございます。
- 議 長 ただ今から15分間休憩します。55分から再開します。(午後3時40分)
- 議 長 再開します。(午後3時55分)
- ◇日程第10 閉会中における議会運営委員会の継続調査について
- 議 長 日程第10「閉会中における議会運営委員会の継続調査について」を議題とします。
議会運営委員長から所管事務のうち、白川町議会会議規則第75条の規程によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中における継続調査の申し出があります。
お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決しました。
- 議 長 以上をもって、本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。
お諮りします。今期定例会は、本日をもって閉会としたいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって本定例会は、本日をもって閉会とします。
- 議 長 ここで、町長から発言の許可を求められていますので、これを許します。
(町長 横家敏昭君 登壇)
- 町 長 長期間に亘っての第3回定例会のご審議、本当にありがとうございました。その審議の過程でいただきましたご意見等につきましては、私ども執行部、肝に銘じて町民のために努力をさせていただきたいというふうに考えております。また今回、私役交替という形の中で、また新しい委員会構成ということで何かとお世話になりますことをよろしくお願いを申し上げます。
それから話は変わりますが、ありとぎりぎりすというイソップの童話がございますけれども、ご承知のようにありは一生懸命働いて冬に沢山の食べ物を

ためておったんですけれども、きりぎりすは歌いほうけておって、冬になって食べ物がなく、よわってありの所へ食べ物を分けてくださいという、いわゆる一生懸命働いた者が報われるんだということでしたが、今風にいきますと、ありは過労死ですぐ死んでしまったそうでございます、きりぎりすはいろんな国家の、いろんな保護制度があって、それなりな生活がおくれたという、そういう文書が出ておったわけでございますけれども、私どもの町政の運営の中にあっても、やっぱり正直者が報われるような、そんな町政をしていきたいなということを改めて痛感したわけでございます。皆様方のご指導をよろしくお願い申し上げます、閉会のごあいさつに代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

○ 議長　それではこれもちまして、平成28年白川町議会第3回定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

(午後3時58分　了)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

議員

議員